

松江市監査委員告示第 5 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 12 項の規定により、平成 29 年 3 月 23 日付け松江市監査委員告示第 2 号で公表した定期監査（公営企業会計）の結果に基づき、松江市長から措置等を講じた旨の報告がありましたので、次のとおり公表します。

平成 29 年 5 月 15 日

松江市監査委員 松本 修司

松江市監査委員 児玉 泰州

措 置 報 告 書

監 査 結 果	措 置 状 況
<p>(1) 上下水道局（水道事業会計）</p> <p>① 今期の経営状況を見てみると、保有している国債の一部を売却したことに伴い、多額の売却益が発生しているが、損益計算書を見てみると、この売却益は受取利息及び配当金に含めて表示されている。これは、松江市上下水道局会計規程（平成 17 年松江市水道事業管理規程第 20 号）別表第 1 に有価証券売却益という科目が規定されていないためである。財務諸表等については、市民をはじめとする利害関係者に分かりやすい形で適切な情報開示が求められていることから、適切な勘定科目を設定し損益計算書に表示するよう改められたい。</p> <p>② 今期のペットボトル販売収益は 3,161 千円となっているところである。松江市上下水道局会計規程第 13 条第 2 項では、「損益勘定の会計処理及び表示を簡便な方法で行うことができる場合は、収益又は費用の総額の 1000 分の 1 以下とする。」と規定されている。ペットボトル販売収益については、この規定に定める収益総額の 1000 分の 1 である 2,237 千円を超えているにもかかわらず、損益計算書の営業外収益の項目である営業外雑収益に含めて表示されている。今後は、地方公営企業が会計を整理す</p>	<p>(1) 上下水道局（水道事業会計）</p> <p>① 今後、「有価証券売却益」の勘定科目を設定し、よりわかりやすい財務諸表の作成に努めてまいります。</p> <p>② 今後は新たに勘定科目を設定し、よりわかりやすい財務諸表の作成に努めてまいります。</p>

<p>るに当たりよるべき指針（平成 24 年総務省告示第 18 号）第 1 章第 7 重要性の原則なども勘案し、新たな科目を設定するなど、損益計算書への表示について検討されたい。</p>	
<p>(2) 上下水道局（下水道事業会計）</p> <p>① 平成 26 年度に面整備が終わり、施設の維持管理を中心とした事業へと漸次移行するなかで、現在は 3 か年をかけて中長期的な更新を見据えた処理施設の長寿命化計画を策定中である。計画策定後は毎年度、多額の修繕費用が発生し、事後保全も含めると当初予算の想定以上に修繕費が膨らみ、損益を圧迫する恐れがあることから、同計画により算定された予防保全にかかる修繕費については、特別修繕引当金を充てるなどして損益の平準化が図れるように検討されたい。</p> <p>② 下水道使用料は公債権であり、時効期間到達時には当然に消滅する債権である。そのため、負担の公平性を保つためにも滞納者と粘り強く折衝を行い、収納につなげられるよう徴収受託者に指導されたい。また、必要に応じて資産調査をして差押えといった法的措置を行うなど職員自ら厳しく対処されたい。</p>	<p>(2) 上下水道局（下水道事業会計）</p> <p>① 策定中の施設長寿命化計画に基づく予防保全に係る修繕費については、必要と認められる場合には特別修繕引当金を計上するなど平準化を検討してまいります。</p> <p>② 滞納者に対してはこれまで同様、電話や文書での催促を行うとともに、これまで以上に現地に出向き折衝を行うよう受託者に対して指導を行ってまいります。</p> <p>また、滞納者の資産調査および差し押さえといった法的措置については、滞納者の生活実態なども勘案しながら適切に対応してまいります。</p>
<p>(3) ガス局（ガス事業会計）</p> <p>① 重要な会計方針に係る事項に関する注記のうちセグメント情報に関する注記を見ると、「報告セグメントがガス事業の単一セグメントのため、記載を省略している。」となっている。また、松江市ガス局会計規程（平成 17 年松江市ガス事業管理規程第 19 号）第 86 条を見ても、「松江市ガス事業の報告セグメントの区分は、松江市ガス事業とする。」となっている。しかし、事業としては一般ガス事業と附帯事業の二つの事業が営まれているので、報告セグメントの区分について検討されたい。</p>	<p>(3) ガス局（ガス事業会計）</p> <p>① ガス事業法の改正により、平成 29 年 4 月 1 日から、これまでの松江市の「一般ガス事業」は、「ガス小売事業」と「一般ガス導管事業」に事業類型が変更されました。</p> <p>また、松江市の「附帯事業」のうち、「簡易ガス事業」が「ガス小売事業」に包含されました。</p> <p>これらの変更も踏まえ、報告セグメントの区分について検討してまいります。</p>

<p>② 今期の損益計算書を見てみると、営業雑収益の機器販売収益に比べ営業雑費用の機器販売費が大きくなっている。これは、ガス器具の販売に関して、ガス器具を取り付ける業者への納品は今期の間に行なわれ、購入先への支払いに関する費用計上が行われているものの、ガス器具の売上に関する収益の計上が行われていないことによるものである。しかし、地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針第2章第3費用収益対応の原則によると、「費用及び収益は、その発生源泉に従って明瞭に分類し、各収益項目とそれに関連する費用項目とを予定損益計算書等に対応表示しなければならない。」とされていることから、各収益とそれに対応する費用については、同一期における処理とするよう改められたい。</p>	<p>② 今後は、購入後直ちに販売先の納品検収が完了しない場合は、会計上、在庫を計上する棚卸経理を行うことにより、収益とそれに対応する費用を同一期に計上してまいります。</p>
<p>(4) 交通局（交通事業会計）</p> <p>① 今年度より、駐車場事業を自動車運送事業の附帯事業とし、自動車運送事業会計と駐車場事業会計を統合され、交通事業会計として会計処理が行われている。このような中、損益計算書のうち駐車場管理費について前年度同期と比較すると、1千万円近く減少している。これは、前年度までの駐車場事業会計から自動車運送事業会計の一般管理費に係る人件費の負担金として支出していた費用が、会計を統合されたことにより無くなったことが主な要因である。このことから考えると、損益計算書においては、一般管理費が自動車運送事業費用の一項目として表示されているが、この一般管理費は附帯事業である駐車場事業を含めた交通事業全体に係る費用であるので、自動車運送事業費用の項目とせず、一般管理費単独での表示するように検討されたい。</p> <p>② 重要な会計方針に係る事項に関する注記のうち報告セグメントごとの営業収益等を見てみると、先に述べた一般管理費については、自動車運送事業にのみ配分されている。しかし、</p>	<p>(4) 交通局（交通事業会計）</p> <p>① 平成28年度決算書の損益計算書において、一般管理費単独での表示とします。</p> <p>② 報告セグメントにおける一般管理費の取扱いにおいても①と同様に、各事業セグメントに配分します。</p>

企業会計基準のセグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針によると、「事業セグメントに直接配分できない営業費用は、その発生により便益を受ける程度に応じ、合理的な基準により各事業セグメントに配分する。」となっていることから、交通事業会計においても、一般管理費についてはこの基準に準拠した合理的な基準により配分することが適当であると考えるので、各セグメントの報告内容の算定について検討されたい。

③ 今期の経営状況を見てみると、固定資産である城山西駐車場の一部を売却したことに伴い、固定資産売却損が発生しているが、損益計算書を見てみると、この固定資産売却損はその他特別損失として表示されている。これは、松江市交通局会計規程（平成 17 年松江市交通局企業管理規程第 19 号）別表第 1 に固定資産売却損という科目が規定されていないためである。財務諸表等については、市民をはじめとする利害関係者に分かりやすい形で適切な情報開示が求められていることから、適切な勘定科目を設定し損益計算書に表示するよう改められたい。

③ 松江市交通局会計規程の一部を改正し、勘定科目に固定資産売却損を設定しました。平成 29 年度より、損益計算書に適切な勘定科目の表示を行ってまいります。

(5) 市立病院（病院事業会計）

① 前年度から導入している PET-CT によるがん検診については、検診費用が高額な中で、助成制度未導入の事業所等が多いため、当期も受診者数が伸び悩んでいる傾向が見られる。今後は各種健保組合や共済組合をはじめ、多くの業界団体に対して検診についての PR 活動を行い、受診者数の増及び助成制度の確立に向け鋭意努力されたい。

(5) 市立病院（病院事業会計）

① PET/CT がん検診について、各事業所への健診の契約書の送付時に紹介パンフレットを同封し PR に努めました。

また、既存の助成制度について、助成を病院が直接受け取るよう改め、受診者の立替をなくすことで窓口での支払額を減らし、受診をしやすくしました。

今後も各種健保組合や共済組合をはじめとした各団体に対して検診の PR 活動を行い、受診者数の増に努めてまいります。